

アートで広げるみんなの元気プロジェクト委託業務仕様書（案）

1 委託業務の名称

アートで広げるみんなの元気プロジェクト委託業務

2 委託業務の目的

市町村や市民団体（NPO）等と連携し、震災による甚大な被害を受けた浜通りを中心に、県内全域において地域資源を活用したアート（作品づくり）のワークショップを実施することにより、創作活動を通じた自己表現や楽しさの体験による生き甲斐の創出や、人々の交流による地域コミュニティの再構築を図る。

また、本事業で制作した作品は文化施設等に展示するとともに、インターネットを活用して本県の「元気な姿」、「復興している様子」を広く発信する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、県内各地においてワークショップを企画・実施するものとする。また、ホームページを管理・運営し、本事業の情報発信を行うものとする。なお、業務を進めるに当たっては、以下の点に注意するものとする。

（1）全体に関わること

- ① ワorkshop及び展示会等の企画・実施、広報に当たっては、福島県文化振興課担当者及びその他事業に関係する者の意見を集約すること。
- ② 被災者の生き甲斐形成、地域コミュニティの構築に寄与するため、地方自治体や被災者支援団体等と連携し、より多くの被災者及び地域住民の参加を促すこと。なお、被災者自身が積極的に参画し、活動できる機会の提供を通して、被災者が、他者とのつながりや生き甲斐をもって前向きに生活することを支援すること。
- ③ 著名なアーティストの参画も検討し、話題性や効果的な広報により発信力を強化すること。
- ④ 各地域の活動家（NPO等）やアーティストとのネットワークの構築、拡充により、それらの交流による様々な連携プランの創出を目指すこと。
- ⑤ ワorkshopの実施スケジュール、参加者の受付状況、実施結果等については、委託者へ遅滞なく報告すること。

（2）ワークショップの実施

- ① 震災や原発事故に伴う風評被害を受けた本県において、県民が地域の魅力を再発見し、本県への誇りを回復させるため、各地域の特色や伝統、地域資源を活用した一般参加者募集型のアート（作品づくり）のワークショップを開催すること。
- ② ワorkshopの実施に当たっては、県内外で活躍するアーティスト等を講師として招請すること。
- ③ ワorkshopの内容は、福島県文化振興課担当者及び講師等と協議し、年齢を問わず、誰もが参加しやすいものとなるよう考慮すること。（3プログラム程度）
- ④ 生き甲斐形成の観点から、参加者の継続的な参加を促し、各地域において2回以上の実施を基本とすること。

- ⑤ 地域のコミュニティ形成に寄与するため、参加者間における世代を越えた交流の促進を図ること。
- ⑥ ワークショップ終了時には、参加者向けのアンケートを実施し、その結果をとりまとめの上報告すること。アンケートの内容は、甲と協議の上決定すること。

(3) 発表・情報発信の場

- ① 各プログラムにおいて、文化施設等（美術館、博物館、公民館など）と連携し、展示を実施すること（県内3箇所程度）。また、展示会場には、来場者向けアンケートを設置し、その結果をとりまとめの上報告すること。
- ② プログラム参加者や展示会来場者に協力いただき、SNS等による情報発信の促進を図ること。
- ③ 様々な広報媒体を活用し、全国へ情報発信の展開を図ること。

(4) 広報、ホームページの管理・運営

- ① ホームページを管理・運営し、本事業の実施状況等の情報発信を行うこと。
- ② ワークショップ、展示会の参加者を多数募るため、ワークショップ開催日の1か月前までには告知・広報を開始すること。幅広い世代の参加を促進するため、SNSや地域の掲示板等を活用し、効果的な発信に努めること。

(5) 参加者向け報告書の作成

ワークショップ及び展示会終了後には各プログラムの報告書（リーフレット、冊子等）を作成し、ワークショップ参加者、講師及び関係機関に配布すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

ワークショップ及び展示会の運営にあたっては、参加者・来場者の安全に配慮し、感染拡大防止対策を講じた上で開催すること。

5 委託業務完了時の提出書類（成果品）

成果品は次のとおりとする。

- ・業務実績報告書
 - ・各プログラムの広報物（チラシ等）、報告書 一式
 - ・報告用映像（各ワークショップ等の写真等）
- ※紙媒体及び電子データで提出すること

6 仕様変更等

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。